

制定：平成22年 8月15日
改正：平成22年 8月15日
改正：平成23年 5月20日

【JBWA-HACCP 認証】

宅配水自主衛生管理認証制度実施要綱

■目的

第1条

この要綱は、宅配水関係事業者が製品の安全性を高めるための、JBWA衛生管理の手法の概念に基づき自ら行う衛生管理について認証を与えることにより、宅配水の自主衛生管理の高度化を促進し、製造される製品の安全性の確保に寄与することを目的とする。

■認証

第2条

1. JBWA事務局は、JBWA加盟の宅配水関係事業者が行う自主衛生管理について、JBWA事務局が実施する「JBWA認証審査」の基準に適合していると認めるときは、JBWA-HACCP認証を与えることができる。
2. 【JBWA-HACCP 認証】は、「JBWA認証審査」の実施した施設ごとに与えるものとする。
3. 【JBWA-HACCP 認証】を受けようとする宅配水関係事業者は、認証審査申請書をJBWA事務局に提出しなければならない。
4. JBWA事務局は、認証を与えようとするときは、あらかじめ、別に定めるプラント委員会において審査を行うとともに、必要に応じて専門家の意見を聴くものとする。
5. JBWA事務局は、認証を与える場合において、必要があると認めるときは、その認証に条件を付することができる。
6. JBWA事務局は、認証を与えたときは、当該宅配水関係事業者に対し、認証書を交付するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 認証を与えた宅配水関係事業者の企業名
 - (2) 認証に係る施設の名称および所在地
 - (3) 認証年月日（更新により引き続き認証を与えたときは、初回および今回の認証年月日）
 - (4) 認証の有効期間
 - (5) 認証に係る代表的な宅配水製品の名称等

■認証期間等

第3条

1. 【JBWA-HACCP 認証】の有効期間は、認証取得後1年目の更新審査後、認証基準に基づいた期間を経過した日の属する月の末日までとする。
但し、認証審査ランクによって規定の更新審査を受けなければならない。
2. 【JBWA-HACCP 認証】を受けた宅配水関係事業者（以下「認証事業者」という。）は、前項の有効期間の満了後引き続き認証を更新しようとするときは、当該有効期間の満了日の1月前までに、認証更新審査申請書をJBWA事務局に提出しなければならない。

■認証基準

第4条

認証基準ランク

1. 別紙認証審査基準チェック表により審査を行ない、その結果は5段階ランクに分ける。
 - (1) A、B、C、D、Eランクとする。
 - (2) 認証取得合格は基準ランクがA、B、Cランクの場合とする。D、Eランクの施設等はJBWA-HACCP 手法の基準に満たないので不合格とする。
2. Aランク
 - (1) 別紙認証審査基準チェック表による審査の結果 JBWA-HACCP 基準を満たすレベルが90点以上の場合とする。
 - (2) Aランク認証施設は認証取得後1年目の更新審査後の認証有効期間は3年間とする。以後更新審査結果により同様とする。
3. Bランク
 - (1) 別紙認証審査基準チェック表による審査の結果 JBWA-HACCP 基準を満たすレベルが80点以上の場合とする。
 - (2) Bランク認証施設は認証取得後1年目の更新審査後の認証有効期間は2年間とする。以後更新審査結果により同様とする。
 - (3) Bランク施設は新規認証取得後1年目の更新審査の際、Bランク以下であれば、そのランクに応じて更新審査3年間の内に予備審査を受けなければならない。
4. Cランク
 - (1) 別紙認証審査基準チェック表による審査の結果 JBWA-HACCP 基準を満たすレベルが70点以上の場合とする。
 - (2) Cランク認証施設は認証取得後1年目の更新審査後の認証有効期間は1年間とする。以後更新審査結果により同様とする。
 - (3) Cランク施設は新規認証取得後1年目の更新審査の際、Bランク以下であれば、そのランクに応じて更新審査3年間の内に予備審査を受けなければならない。
5. B、Cランク施設等の改善努力と予備審査

A、B、CランクはJBWA-HACCP 認証合格とするが、B、C基準ランクの施設等は更に上位のランクに向上するよう当協会技術者による改善指導を行うとともに、次の更新審査の間にランクに応じて予備審査を受けなければならない。

 - (1) Bランク施設が新規認証取得後1年目の更新審査の際、Bランク以下であれば、更新審査後2年目に予備審査を受けること。
 - (2) Cランク施設が新規認証取得後1年目の更新審査の際、Cランク以下であれば、更新審査後1年目に予備審査を受けること。
6. Aランク施設等が更新審査でBランク以下の施設に下がった場合の改善努力と予備審査

Aランク施設が認証取得後の更新審査までの間に施設の増設などを実施した結果、更新審査でBランク以下であれば、そのランクに応じて更新審査3年間の内に予備審査を受けなければならない。
7. 認証基準ランクごとに更新審査等の手数料は異なる。

■変更申請等

第4条

認証営業者は、認証を受けた事項についてその内容を変更しようとするときは、あらかじめ認証事項変更届出書をJBWA事務局に提出しなければならない。

■認証書

第5条

1. 認証営業者は、認証書を認証に係る施設の見やすい場所に掲示しなければならない。
2. 認証営業者は、認証書を紛失し、またはき損したときは、遅滞なく認証書再交付申請書)によりJBWA事務局に認証書の再交付を申請し、その再交付を受けなければならない。

■衛生管理

第6条

1. 認証営業者は、認証を受けた自主衛生管理を維持継続するとともに、認証を受けた施設設備および取り扱う宅配水の特性を考慮して、一般的な衛生管理に関する手順書等を作成しなければならない。
2. JBWA事務局は、認証営業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該認証営業者に改善を指示することができる。

■認証の取り消し

第7条

1. JBWA事務局は、認証営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により認証を受けたとき。
 - (2) 認証に付された条件に違反したとき。
 - (3) 前条第2項の改善の指示に従わないとき。
 - (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の規定に違反し、行政処分を受けたとき。
 - (5) 食品衛生上、重大な事故を起こした場合認証を取り消された者は、取り消しの日から1年を経過しなければ新たに申請することができない。
2. JBWA事務局は、前項の規定により認証を取り消したときは、認証取消通知書により当該認証営業者に通知するものとする。
3. 認証営業者は、認証を取り消されたときは、速やかに認証書をJBWA事務局に返納しなければならない。

■認証の辞退

第8条

認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証辞退届出書に認証書を添えて速やかにJBWA事務局に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証に係る施設を廃業したとき。

■立入検査

第9条

JBWA事務局は、この要綱の施行に必要な限度において、宅配水関係営業者に対し、認証に関し必要な報告を求め、または食品衛生監視員に、宅配水関係営業者の事務所および認証に係る施設に立ち入り、書類、帳簿その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

■認証の表示

第10条

認証営業者は、認証審査基準に基づき製造した製品に、JBWA事務局から本制度の認証を受けている旨の表示をすることができる。

何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の表示と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

■その他

第11条

その他認証制度の実施に関し必要な事項は別に定める。